

標準ロータリー地域社会共同隊定款

(2017年6月RI理事会会合、決定173号により改訂)

第1条 名称

本共同隊の名称は、_____ロータリー地域社会共同隊とする。本共同隊は、_____ロータリークラブによって提唱される。

第2条 目的と目標

ロータリー地域社会共同隊の目的は、地域社会が自らのニーズに取り組めるよう、持続的な奉仕活動を立案し、参加することを通じて地域に力を与えることである。

ロータリー地域社会共同隊の目標は次の通りである。

- 1) ロータリアンとそれ以外の人々が一緒に地域促進に取り組めるような協力関係を築き上げる。
- 2) 地域で最も緊要な関心事項と、それに取り組むための適切な方策を特定できるのは地域社会の人びとであるということを確認し、彼らが積極的に自らのニーズに取り組んでいけるよう支援する。
- 3) 重点的な奉仕プロジェクトを立案、実施する上で、地域社会の多様な人びとに参加してもらうことによって、地域のニーズに取り組む持続的な解決策を推進する。

第3条 提唱

各共同隊は、一つまたは複数の地元ロータリークラブが提唱するものとし、そのクラブはロータリアンから成る委員会を通じて、共同隊の活動、プログラム、方針に関して助言を行う。提唱ロータリークラブは、積極的に共同隊の活動に参加しなければならない。

共同隊の隊員は、提唱ロータリークラブの会員ではない。

第4条 隊員資格

ロータリー地域社会共同隊の隊員は、リーダーとしての素質を備え、地域を向上させる意欲と能力を備えた、善良なる人格の成人であるべきである。また、共同隊の所在する地域、またはその付近に居住、就職、または通学している人を対象にするものとする。

共同隊員の参加を認める方法は、細則で定められる通り、その共同隊が提唱ロータリークラブと相談の上で決定するものとする。

隊員は、次のような場合に隊員資格を失う場合がある。

- a) 隊員資格が維持できない場合
- b) 隊員の義務を果たしている全隊員の3分の2以上の投票によって正当な理由があると決定された場合

第5条 一会合

- 1) 共同隊は、細則で定められる通り、隊員に都合の良い時間と場所において会合を開くものとする。
- 2) 隊員は、顔を合わせる形式、またはオンラインの形式で会合に出席できる。
- 3) 各共同隊の指導部は、細則に定められる通り、ロータリー地域社会共同隊の活動を成功させるための管理と監督の必要に応じて、会合を開くものとする。
- 4) 共同隊あるいはその指導部の会合は、提唱クラブのロータリー地域社会共同隊委員（または提唱クラブの会長により指名されたロータリアン）が出席していない場合、公式の会合とはみなされないものとする。

第6条 一指導部

- 1) 各共同隊の指導部は、提唱ロータリークラブと相談の上、細則で定められる数の隊員により構成されるものとし、全員が隊員の義務を果たしている者の中から選出されるものとする。
- 2) 指導部のメンバーは、細則に定められる通り、各地域の慣習および流儀に適った方法で、過半数を超える隊員による賛成をもって選出されるものとする。
- 3) 指導部は、その共同隊を代表して提唱クラブおよび一般市民と対応する代表者一名を、指導部の中から選出するものとする。
- 4) 指導部は、共同隊の財務を監督する会計一名を、指導部の中から選出するものとする。
- 5) 指導部全員の任期は一年とするが、提唱クラブと相談の上、それより短い任期に決定した場合は例外とする。

第7条 一委員会

共同隊の代表者は、指導部の承認の下、必要に応じて委員会を任命できる。運営、職業奉仕、財務に関する委員会が推奨される。すべての委員会は、その義務を完了したとき、共同隊の代表者によって解任されたとき、または代表者の任期が終了したとき（いずれか先に生じたもの）に、失効するものとする。

第8条—活動とプロジェクト

- 1) 各共同隊はその活動の計画、主催、資金調達および実行に責任をもつ。ただし、共同プロジェクトの場合は、協力組織・パートナー団体と責任を共有する。共同隊のプロジェクトまたは活動による純収益はすべて、プロジェクト経費の支払いに使われるものとする。
- 2) 各共同隊には、その活動に必要な資金を集める責務がある。臨時または偶発的な場合を除き、提唱クラブ、ほかのロータリークラブ、またはほかのロータリー地域社会共同隊に財政援助を求めたり、それを受け取ったりしないものとする。また、共同隊は提唱クラブの事前承諾なしに、地域社会の個人、事業体、または組織に資金援助を求めないものとする。共同隊の活動による純収益はすべて、プロジェクト経費の支払いに使われるものとする。

第9条 — 入会金と会費

- 1) ロータリー地域社会共同隊員の入会金、会費または分担金は、ごくわずかとし、あくまでも運営費を賄えるだけの金額とする。
- 2) 実施する活動およびプロジェクトの資金は、これらの入会金あるいは分担金とは別に調達するものとする。
- 3) 毎年一回、有資格者がすべての財務取引について徹底した監査を行い、共同隊員および提唱クラブにその結果を報告するものとする。
- 4) 提唱クラブは、奉仕プロジェクトを支えるために集められた資金を含む全資金が、該当国の法律および銀行規定に従い、責任と透明性のある形で管理されるよう、共同隊のための財務ガイドラインを設置すべきである。

第10条—定款の承諾

共同隊の全隊員は、参加を受諾し、隊員の身分を継続することにより、ここに記される原則を受託し、本定款に従うことに同意する。

第11条—細則の採択

各共同隊はその運営と管理のための細則を採択するものとする。細則は、国際ロータリー理事会が承認した標準ロータリー地域社会共同隊細則に類似するものとするが、地域の習慣や流儀に従い、変更を加えることができる。

第12条—名称とビジュアルアイデンティティ

ロータリー地域社会共同隊の名称およびビジュアルアイデンティティは、隊員の独占的使用と便益のためだけに保護されるものとする。各隊員は、隊員身分を持続中、品位ある妥当な方法でその名称とビジュアルアイデンティティを着用または表示する資格を与えられる。各隊員は、隊員身分の終結、または共同隊の解散をもって、この資格を放棄するものとする。

第13条—存続期間

- 1) 各共同隊は、本定款の規定に従い機能している限り、また以下の理由により解散されない限り存続するものとする。
 - a) 共同隊自身が解散を決定し、それを実行する場合。
 - b) 提唱クラブがその共同隊の提唱を取り消す場合。
 - c) 共同隊が本定款に従って機能していない、あるいはその他の理由で、国際ロータリーにより解散させられる場合。
- 2) 各共同隊の解散をもって、個人および団体としての共同隊と隊員は、ロータリー地域社会共同隊の名称およびビジュアルアイデンティティに関連する一切の権利および特権を放棄するものとする。

第14条—改正

本定款は、国際ロータリー理事会のみが改正できる。理事会によって採択された標準ロータリー地域社会共同隊細則への修正はすべて、本定款に自動的に加えられるものとする。